

## 第 17 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成 17 年 10 月 28 日（金）15:30～17:30
2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、朝倉委員長代理、飯田委員、遠藤委員、大河内委員、小町谷委員、出塚委員、東海委員、馬場委員、外園委員、御厨委員、山本委員
4. 議事次第：

- ( 1 ) 国立公文書館に関して
  - 平成 16 年度業務実績評価結果（分科会長報告）
  - 平成 17 年度上半期業務執行状況
  - 平成 18 年度予算概算要求状況
- ( 2 ) 国民生活センターに関して
  - 平成 16 年度業務実績評価結果（分科会長報告）
  - 平成 17 年度上半期業務執行状況
  - 平成 18 年度予算概算要求状況
- ( 3 ) 北方領土問題対策協会に関して
  - 平成 16 年度業務実績評価結果（分科会長報告）
  - 平成 17 年度上半期業務執行状況
  - 平成 18 年度予算概算要求状況
- ( 4 ) 駐留軍等労働者労務管理機構に関して
  - 平成 16 年度業務実績評価結果（分科会長報告）
  - 平成 17 年度上半期業務執行状況
  - 平成 18 年度予算概算要求状況
  - 中期目標終了時の見直しに関する状況
- ( 5 ) 沖縄科学技術研究基盤整備機構に関して
  - 設立状況等について
  - 役員報酬基準について
  - 平成 18 年度予算概算要求状況

### 5. 議 事：

大森委員長 定刻前に全員おそろいくださっていますので、始めさせていただきたいと思います。

本日は第 17 回の評価委員会でございます。この評価委員会における定足数が定まっておりますが、本日は有効に成立してございます。

お手元に議事次第がございますけれども、本日は各法人の16年度実績評価結果、今年度の上半期の業務執行状況報告及び来年度の予算の概算要求状況につきまして、それぞれ御説明いただくことになっています。

それでは、早速議題に入らせていただきます。最初に、国立公文書館の16年度評価結果につきまして外園分科会長から御報告いただきます。よろしくお願いいたします。

外園委員 御説明を申し上げます。国立公文書館につきましては、7月20日と8月3日の2回にわたり分科会を開催し、16年度の業務実績の評価に合わせ、中期目標期間の業務実績に関わる評価案を分科会として決定いたしました。

中期目標期間の業務実績評価につきましては、8月23日に開催されました第16回の本委員会において審議の上、御決定いただいたところですが、本日は16年度の業務実績の評価につきまして、その概要を御報告いたします。

なお、16年度の財務諸表につきましては、中期目標期間終了時の積立金の処分に関わる手続きの関係から急を要するということになりまして、各委員が集まっての分科会開催ができませんでした。したがって、内閣府独立行政法人評価委員会議事規則第4条の規定に基づき、6月末に持ち回りということで各委員の意見を伺い、分科会として了承いたしました。

それでは、16年度の業務実績評価につきまして御報告いたします。まず7月20日、国立公文書館におきまして業務実績等のヒアリングを行いました。当日は菊池館長、高山理事、石井アジア歴史資料センター長を始め、国立公文書館の方々から業務実績につきまして詳細な御説明を受けました。

これを受けて、事務局にて各委員の評価結果を取りまとめ、8月3日の分科会において項目別評価、総合評価について審議を行いました。当日は各委員からの意見を踏まえて修正案を作成することになり、分科会長一任となりましたが、その後、各委員の御了解を取り付け、お手元にお配りしてあります資料のとおり評価結果を取りまとめました。

評価結果の概要ですが、時間の関係もありますのでお手元に資料1として「独立行政法人国立公文書館の平成16年度業務実績評価の概要」という1枚紙をお配りしておりますが、それに基づきまして説明させていただき、総合評価表、項目別評価表の個々の説明は省略させていただきたいと思っております。

まず総合評価でございますが、国立公文書館につきましては平成16年度は中期目標の最終年度ということでもあり、前3年度の業務実績を踏まえ、業務運営の効率化の着実な推進が行われたこと、また次期中期目標に向けた取り組みが積極的に行われたことが認められ、それらの点について評価をいたしました。

なお、項目別評価につきましてはすべての項目でA評価とさせていただきました。

評価をした中で、特筆すべき取り組みとして5点ほど挙げさせていただいております。

1点目ですが、歴史公文書等の受入れにつきましては、前年度に引き続き、すべての移管対象行政機関から文書が移管されております。また、受け入れた文書について1年以内

に一般の利用に供すること、また、1冊当たりの処理経費を13年度に比べ10%以上削減することとした中期目標で定める業務運営の効率化はいずれも達成されております。

2点目ですが、これは1期目の中期目標にはなかった取り組みでございますが、デジタル・アーカイブシステムの17年4月1日運用開始に向け、システム構築や閲覧室の改修などが積極的に行われたということでございます。

3点目は、春、秋の特別展につきまして、そのテーマや企画に工夫が凝らされ、その広報活動も積極的に行い、入場者数も着実に増加しております。また、ホームページについても頻繁に更新がなされ、常に最新情報を提供するなどの充実強化を図っており、アクセス件数が大幅に増加しております。

さらに、内閣府との共催で初めてのシンポジウムを開催し、海外から著名なアーキビストを招聘するなどにより、各府省庁、関係機関から多数の出席者を得ております。

4点目は、立法、司法を含めた国の保存利用機関との協力関係の強化や国際交流にも積極的に取り組んでいるということでございます。

5点目としましては、アジア歴史資料センターにつきまして着実なデータベースの構築を行い、インターネットやセミナー開催などによるアジア歴史資料センター知名度の向上に努めるなどにより、ホームページのアクセス件数が月平均2万件から7万件へと飛躍的に増加しております。また、16年12月には開設以来のアクセス件数が100万件を突破しております。

以上が、特に評価した主な取り組みでございます。

次に、指摘と申しますか、今後の努力に期待したいと申した事項が7点ほどございます。

1番目、本年6月に内閣府において移管基準の見直しが行われておりますので、それにより更に確実な移管がなされること。

2番目、デジタルアーカイブシステムのさらなる充実とともに、デジタル画像提供の先駆的存在であるアジア歴史資料センターとの連携強化を更に図ること。

3番目、公文書館の業務の重要性にかんがみ、人員増加と事業内容の充実を図ること。

4番目、人材養成のための各研修の充実方策の検討を行うこと。

5番目、各研修について研修員の派遣元へのアンケート調査を実施した結果、回収率が70%にとどまっておりますので、もっとその回収率の向上に努め、回収率が100%になるよう、さらなる努力をすること。

6番目、展示会につきましては先ほど評価すべき主な取り組みとしてその入場者数の増加にも触れておりますが、若干それと相反することになりますが、このまま展示会のために、例えば予算や人員が割かれることになって、文書の受入れから公開という公文書館の本来の業務に支障が出るようでは本末転倒である。現在は非常にうまくいっているわけですが、したがって展示会について公文書館の本来業務の中でどのような位置付けにするべきかということについて検討をする必要があります。

7番目、立法、司法を含めた国の保存利用機関との具体的な協力関係を構築すること。今も行っておりますけれども、さらなる具体案を示していきたい。

指摘事項等につきましては、以上でございます。

また、その他としましては、15年度の業務実績評価において指摘した項目についてはいずれも迅速に対応されていること。また、役員についてはその職責を十分に果たしていることと認められること。特に、菊池館長は日本の国立公文書館長として初めて国際公文書館会議の副会長に就任したことは、この乏しいスタッフの中、乏しい予算の中で特に挙げて称賛したいと思います。

以上、簡単ですが、国立公文書館分科会からの報告とさせていただきます。

大森委員長 どうもありがとうございました。新しく委員になられた方々がおいででございますけれども、この評価作業は基本的に各分科会で慎重審議をしていただきまして、それで自律的にその評価作業が行われる仕組みになっています。私どもといたしましては、それを御報告いただきまして、特段に何か御注意がなければこれをお認めするというのが従来のやり方でございます。

今、御報告がございましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。一応これで最終年度が終わるということですね。そういう評価が行われたということです。特段に御質問等はよろしゅうございますか。

なければ、今年度の上半期の業務執行状況につきまして公文書館の方から御説明いただきます。

菊池国立公文書館長 館長の菊池でございます。今、外園分科会長から大変温かい御懇篤な評価をいただきまして誠にありがとうございます。そういうことで、4か年間の第1期目標期間を無事に終了することができました。そして、この4月から私どもも新しい体制で公文書館の第2期中期目標期間に入ります。その際に、新しく慶応大学の教授でございます高山正也理事をお迎えすることができました。引き続き役職員一同、アジア歴史資料センターともども公文書館の職務の的確な執行に当たってまいりたいと思っております。

詳細については余り時間もありませんので、次長が執行状況について申し上げますが、私からごく簡単に言いますと、引き続き順調に業務の執行が計画どおり進んでいるというふうに認識いたしております。各方面の先生方の御尽力に感謝申し上げます。

それから、特筆すべきはこの6月30日に移管公文書の明確化ということについて、内閣府の御尽力もあり各省合意の新たな申合せができて、移管対象文書というものが非常にはっきりしました。現在、それにのっとり各省とこれから鋭意移管協議を進めていくということになっております。各省庁からの移管文書の申出につきましてはこの10月末ということを目途としておりますが、それから後は具体的な作業に入っていきます、移管協議に入っていくということになります。

それから、上半期で次長が御説明する以外のことを申し上げますと、現在平成の大合併

という形で市町村の合併が大変な勢いで進んでおります。本来、公文書館の所掌事務から見ると、国の公文書館と地方の公文書館、地方自治体とは上下関係があるわけでもございませんし、私ども指示監督権も何もないというところですが、現在の状況のまま市町村の文書が合併に伴って廃棄されたり、行方不明になったりするということがありましたので、私の名前で総務大臣に文書の的確な保存化というようなことについて必要な措置を講じてほしいということを言いましたところ、早速総務省の方では各都道府県知事に対して旬日を置かず1週間くらいで、公文書館長からこういうことを言ってきたから、こういうデータがあるから、きちんと文書の保存に意を用いること。公文書館があるなしにかかわらず、公文書館法によると、地方自治体にはちゃんと歴史公文書というものを保存する責務があるのだというところまで言ってくれました。

そういうようなこともありましたし、春の特別展のときには昨年暮れに起こりましたインドネシアの地震でインドネシアの公文書館の資料が大変破損しているということで、これに対する災害見舞いの募金をやりました。わずかな金額でございましたけれども、国民の浄財を集めてお預かりすることができまして、4月の半ば過ぎにインドネシアの館長が私どものところに訪問されましたので、そのときに日本国民の気持ちだということで寄附を差し上げたところ大変喜ばれました。

そのようなことで、私ども今2つの例を申し上げましたけれども、できるだけ日本の社会の中における公文書館の役割、あるいは機能ということをいろいろな形で国民の皆様方、あるいは関係方面の方々に承知していただくように努力していくつもりでございます。上半期の状況はおおむね順調にいとてお考えまして、あとは次長が御説明申し上げます。

石堂国立公文書館次長 次長の石堂でございます。資料2に基づきまして、時間の関係もございまして簡単に主な点を御説明したいと思います。

資料2ですけれども、左側に年度計画を掲げております。その年度計画に従って上半期の執行状況、4月から9月の状況を報告として記入しております。

まず最初に業務の効率化に関する事項でございますけれども、これは2つございまして、1つ目は「業務の効率化」でございます。これは目録作成、それからマイクロフィルムの撮影等につきまして、つくば分館において一元的にこのマニュアルに基づきまして効率的に実施しているというような状況でございました。

2つ目としまして経費の縮減ということで、年度計画で2%以上の縮減を図るということで、私ども常に経費の効率的な執行に努めている。特に16年度まで随意契約をしていました目録データ入力業務を一般競争により契約を実施したということでございます。

次に、これは今期の新規の事業でございますけれども、「業務・システム最適化計画」ということで独法として初めて取り組むわけでございますが、現在政府における実施体制の状況をにらみながら、当方の館の中に「業務・システム最適化計画」のためのプロジェクトチームをつくって検討中でございます。

2番目は、国民に対して提供するサービスの関係でございます。その中の1点目として、

体制の整備がございます。これにつきましては、当館としては人材育成、それから国際関係、保存修復関係の担当官、3名を18年度の概算要求で要求しているところでございます。

次に2ページ目でございます、「歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置」の中の受入れのための措置でございます。この点につきましては今、館長が移管の新規基準の関係を御説明しましたので、その関係をここに記入しているということでございます。iii)といたしまして、改正移管基準について解説しましたパンフレット等を当方が作成しまして、すべての移管元行政機関に出向きまして各省庁の文書主管課及び各部局の文書担当者に対して改正基準の説明会を実施したところでございます。これで18機関、501名の参加がございました。また、同時に各省庁の事務次官に対して館長からこの改正移管基準を踏まえての移管を要請したところでございます。

次に3ページでございます。iv)として、16年度の移管計画に基づきまして上半期に一般行政文書7,924冊の受入れを完了しております。

として「保存のための適切な措置」ということで、ただいま申しました7,924冊の受入れについてくん蒸等の保存作業を実施したところでございます。それから、そういったいろいろな保存のための修復、少量脱酸、マイクロフィルムへの媒体変換等々を実施しております。

vi)も新しい事業でございますけれども、電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存に向けた最適な管理方法について検討する。これについても、上半期から検討を開始したというところでございます。

それから、としまして「一般の利用に供するための適切な措置」ということで、一般に公開するために受け入れました7,924冊についての目録を作成中でございます。

次に広報の関係でございますけれども、展示会関係でございます。展示会関係につきましては、春の特別展、夏の特別企画展、それから常設展、つくば分館の夏期の特別展、秋の特別展、こういうことを実施したところでございます。

次に、5ページに移らせていただきます。iv)としまして、新規に入れたもので貸出しまでの申請書類に対して30日以内にすることについて7件26冊ございまして、これについては申請書類をすべて30日以内に貸出しを決定しております。

それから、要審査文書の期限内の審査ということで、上半期は896冊ございました。これについて、イ、ロ、ハにあるとおりの処置をしております。

としまして「デジタルアーカイブ化の推進」でございます。4月1日から所蔵資料の検索と画像の閲覧ができるデジタルアーカイブ・システムの運用を開始しまして、アジア歴史センターとのリンクを含めて180万画像を現在提供中でございます。また、更に今年度につきましては51万コマのデジタル画像を作成中でございます。6ページでございます。

それと同時に、高精細なカラー画像を閲覧できるデジタル・ギャラリーというものを持っていて、現在223点のデジタル画像を提供中でございます。本年度、約150点のデジタル画像を更に追加する予定にしております。

の保存及び利用に関する研修会等がございますけれども、これについて保存利用機関の職員を対象とする研修として公文書館等職員研修会を9月に実施しまして、43機関から46名の受講生がございました。

それから公文書館専門職員養成課程でございますけれども、これは前期と後期がございまして、前期は済んでおりまして、これについては受講者16機関から16名がございます。

それから、口としまして国の文書管理担当者を対象にした研修を7月にやっておりますけれども、これについては20機関から36名の参加がございました。

ii)は新規のことでございますけれども、公文書館の職員の研修の充実・強化をすることで、私どもの中で理事をキャップとするプロジェクトチームをつくって、この人材養成の具体的な方策の検討を開始したということでございます。

次に7ページでございます。iii)の「情報提供、意見交換等」のイについては移管関係でございますので省略させていただきます。

八で、第17回の都道府県・政令指定都市等公文書館長会議を6月に那覇で開催しております。この段階で今、館長から御紹介がありました市町村合併等の問題を取り上げ、なおかつ総務省に要請したというようなことでございます。

それから、は「利用者の利便性向上のための所在情報の提供」ということで、歴史公文書等の所在情報ネットワーク検討連絡会議というものを開催しております。これは行政機関のみならず、行政、司法も含めて公文書館をポータルサイトとした各機関の紹介とホームページのリンク等についての新たな方策の検討を協議しているということでございます。

それから、としまして「国際的な公文書館活動への参加・貢献」ということで、8ページに移りますけれども、先ほど分科会長からも御紹介がありましたように、館長が国際公文書館会議の第1副会長に選出され、毎年開かれています国際公文書館円卓会議というものの運営を任されたという形でございます。

それから「国際会議への参加」ということで、9月に中国のウルムチで開催された国際公文書館会議東アジア地区の総会及びセミナーに参加したということでございます。予算の段階でまた御説明すると思えますけれども、この段階で次の総会を日本で開催してほしいということで、19年の開催について日本で開催することが決定されたということでございます。

交流推進については、ここに書いてあるとおりでございます。

は「調査研究」でございますけれども、私ども内部で研究連絡会議を開催してまして、それを6回開催したということでございます。

それから、9ページで「アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供」でございます。この中でとして「アジア歴史資料データベースの構築」ということで、今年度は260万コマを構築する予定でございまして、これに伴う種々目録作成・画像転換作業の調達手続きの事務を実施して、随時今後データベースを構築していくことにしております。

iv)でございますけれども、今度アジアセンターについては18年度にシステムの更新がございます。その更新のための検討委員会を設置して、仕様書の検討を行っているということでございます。

次に10ページでございますけれども、センターの広報関係でございます。前年度に引き続きまして効果の高いスポンサーサイトの広告を実施しております。これによりまして、非常に今アクセス件数が増えているというようなことでございます。

それから、インターネット上の常設展をやっておりまして、日露戦争展に続きまして『岩倉展』をやり、それが充実しているということと同時に、今年特別展として『日米交渉』の関係をやるということ、これの企画検討を実施しております。

それから、国内外の大学・研究機関でのセミナー、デモンストレーションを実施しております。ここに記入しているとおりでございます。広報の関係もそうでございます。

としまして「利用者の利便性向上のための諸方策」ということで、ホームページの利用者からの意見を聴取し、各データを収集しております。

11ページでございます、特にiv)として辞書支援ツールの調整とか、中国語、韓国語ページを日本語版と同内容にリニューアルしています。これはホームページでございます。

それから、簿冊番号キーワード検索機能とか、目録横断検索機能の追加等をやっております。

最後に7番でございますけれども、「人事に関する計画」ということで、職員を研修に積極的に参加させております。館主催の研修10名、他の機関主催の研修3名ということになります。

上半期の執行状況の御説明は以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。外園委員、何か特段にございますか。

公文書館の18年度の概算要求につきましては、昨年私どもの委員会の見直し意見がございましたし、それから官房長官の懇談会の提言などがございまして、これを踏まえまして内閣府と公文書館それぞれで概算要求を出しておりますので、双方から状況をお聞きすることにはいたしたいと思っております。

それでは、まず内閣府の関係予算をお願いいたします。

木方管理室室長補佐 内閣府大臣官房管理室で公文書館担当の室長補佐をやっております木方と申します。本日、室長の山本がオーストラリアの公文書館視察ということで出席できませんので、私の方から代わりに御報告申し上げます。

内閣府の平成18年度概算要求、国立公文書館関係という資料を3で御用意させていただいております。内閣本府における国立公文書館関係予算、これは後ほど御説明のある運営費交付金を除いたものでございますけれども、それにつきましては4点ございます。

先ほど委員長の方からございました、平成16年6月の官房長官懇談会の御意見を踏まえた「中間書庫」システムの構築を図るための基本構想の検討経費ということで約1,700万円。

同じく懇談会報告を踏まえた電子媒体である公文書等の移管・保存等についての具体的検討のための経費ということで600万円。

それから今、国から外に出た機関も多いので、民間に散逸してしまった公文書の状況調査ということで約400万円でございます。

それから、先ほど菊池館長の方からもございましたが、平成17年6月30日に移管基準の見直しが行われまして、新たに政府横断的な重要事項に係る公文書等というものを一括的に保存した上で公文書館に移管するという仕組みを導入しました。そのための経費ということで、新たに約500万円の要求、合計約3,200万円、前年度予算比で約23%増という要求になってございます。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。この御指摘で大事なことの1つは、従来行政機関に入っていたもので今回行政機関から外れたものは公文書館法が適用されるのでしたか。

木方管理室室長補佐 適用されません。

大森委員長 適用されない。そうすると、それまで持っていた文書等はどういうふうになるのですか。

木方管理室室長補佐 その実態をまず調査して、それで散逸状況あるいはそこでの保存状況等を勘案して、今後政府として何らかの対応が必要かどうかということを検討していきたい。その前段階としての調査を要求しているということでございます。

大森委員長 しかし、比較的急ぐ必要がありますね。なるべくこれは急いでいろいろな実態が明らかになる必要がございますね。では、その方向でというか、そういうことを念頭に置いていただければと思います。

それでは、国立公文書館の方から概算要求の説明をお願いします。

村松国立公文書館総務課長 それでは、資料4に基づきまして国立公文書館の概算要求の状況を御説明いたしたいと思っております。

先ほど委員長から御指摘がありましたように、懇談会の提言、それから当委員会の見直し意見を踏まえての要求でございます。なお書きにありますように、前年度交付金に対して16.4%の増額、それから政策係数の伸び率として23.1%の要求となっております。この運営費交付金の算定に当たりましては、中期計画において定めた算定ルール方式によっております。

1つは事業費、管理費につきまして17年度予算に対して効率化係数、毎年2%ということでございまして、私ども今回は2.5%減ということで3,300万円の効率化の数字を出しております。それから政策係数23.1%でございますけれども、これは新規施策の分ということで3億1,000万円ということで、減額と新規の分とございますが、これで事業費、管理費については16億5,000万円余でございます。

それから、2番目の人件費については新規の増員分等々で4億9,000万、トータルで3番目としてありますように運営費交付金として21億4,700万円の要求をしております。

この新規の主なものでございますけれども、2枚目の表の下に増額経費、新規拡充業務

に必要なものとして挙げてございます。1から4までが公文書等の保存関係経費ですが、「利用者の利便性向上のための経費」ということで、1つは公文書のデジタルアーカイブ化の推進ということで、今年の4月から運用を開始したわけでございますけれども、これらの画像の質、量の充実を図るための経費として1億5,000万円。それから、デジタル展示室の整備ということで1階の展示室と一体化したデジタル展示室の整備を行いたいということで2,200万円。

2番目が「移管促進のための環境整備経費」ということで、行政利用のサービス検討経費ということで今、私どもは一時的につくば分館に各省から移管されたものが入っていますけれども、行政資料の利便性を向上するために、つくば分館保存文書を本館においてスムーズに行政利用ができるようなシステムを検討しようということの経費を300万といたしております。それから「人材育成のための基盤整備」ということで、私ども4階を研修室に使っていますけれども、そこにIT対応機材の整備ということで1,400万。それから「国際公文書館活動への参加・貢献経費」ということで国際公文書館会議、ICAの執行委員会を来年の春に開催したいということで、これを2,200万。それから執行状況で御報告しましたように東アジア地区のEASTICAの第18回総会を19年度に予定してまして、その準備経費として400万でございます。

5番目としてアジア歴史資料関係でございますけれども、13年10月から新規機種を入れていますが、5年で機種の更新がくるということで、これを18年9月の現行電算機のリース期間満了に伴う後継機へのデータの移行経費ということで5,400万。それから、海外の幅広い利用者確保のための検討経費ということで、アジア歴史資料海外利用促進委員会の開催経費ということで2,000万でございます。

6番目は管理費でございますけれども、本館の建物が築34年たっております。その関係で、公共施設ということで耐震のための調査が2,200万でございます。

それから「国立公文書館の体制整備の充実」ということで3名の増員をしているということで、これが800万円ということでございます。

以上が概算要求の内容でございます。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますか。満額認められるかどうかわかりませんが。

菊池国立公文書館長 大変厳しい状況ということですので、何かの折に触れ、先生方からもよろしく御支援をいただきますようお願いいたします。

大森委員長 私どもの委員会全体としては、公文書館は充実強化の方向が望ましいというのは大体一致した御意見でございますので、できるだけ頑張ってくださいということではないかと思っています。特になければ以上にさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

では、御苦労様でした。

(国立公文書館関係者退室・国民生活センター関係者入室)

大森委員長 御苦労様です。それでは、国民生活センターに関しまして、16年度の業務実績評価結果につきまして分科会長から御報告をいただきます。

山本委員 それでは、私から御報告申し上げます。

国民生活センター分科会では、国民生活センターの平成16年度の業務実績の評価及び財務諸表の審査のため7月、8月に2回の分科会を開催いたしまして、8月30日付で総務省政策評価・独立行政法人評価委員会へ評価結果を通知いたしました。審議の結果、評価結果の概要等につきまして、資料5に概要という形でおまとめしておりますので、御報告申し上げます。

まず、審議経過でございます。7月21日に当分科会は内閣府において業務実績報告等のヒアリングを行いまして、糠谷理事長及び担当理事等から業務実績報告及び財務諸表についての詳細な説明を受けました。その後、各委員の評価結果を事務局が取りまとめまして、8月19日の分科会において項目別評価を確定するとともに、総合評価の素案につきまして審議を行い、先ほど言及いたしました資料5のとおり、分科会としての評価結果を取りまとめました。

なお、財務諸表につきましては当日の分科会の審議の結果、特段の意見はございませんでした。

さて、評価結果の概要でございますが、資料5の後半部分に総合評価表というものが添付されてございまして、その4ページに総合評価欄というところがございます。これが全体のまとめでございます。そこに記載しておりますとおり、平成16年度の業務実績を見ると中期目標の達成に向け順調に計画を実施している。特に国民生活センターが発信する各種情報がテレビ、ラジオ及び新聞等のメディアに数多く取り上げられており、国民生活センターの存在価値を示しているというふうに判断しております。

簡単にその内容を御説明いたします。最初に総合評価表の1ページの1の「業務運営の効率化に関する事項」につきましては、経費の削減に関して効率化係数を踏まえた16年度予算要求を行い、予算の削減を図るとともに、決算額においても業務内容の見直し等により、さらなる経費の削減を図った。削減された経費を他の必要とする事業へ充当することにより、業務の質の向上、効率的・効果的な執行に努めた。以上のように評価しております。

業務の効率化につきましても、効率的な業務運営を可能とするため、部、課、室の大幅改廃を含む組織の再編を行うとともに、業務の最適化計画の検討、策定に関してITの積極的な活用等の方針を示したと評価した上で、今後この方針に基づき早期に最適化計画を策定し、業務の効率化が図られることを期待する。このように記述しております。

次に、2.の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関してです。

まず(1)の消費生活情報の収集につきましては、消費者から多岐にわたる問題に関する情報が消費者トラブルメール箱に数多く寄せられ、収集件数が年度計画を大きく上回っ

た。また、対象事業者、業界団体、関係各省等に必要な要望を行ったことにより、新品にもかかわらず不具合が生じたDVDレコーダーの出荷停止等の対応が事業者からなされるなど、消費者利益の増進に役立ったと評価しております。

同じく1ページの(2)の国民への情報提供につきましては、消費者にわかりやすい形で各種メディアに幅広く情報を提供するとともに、積極的に関係各省及び事業者団体等への要望、情報提供を行った。特にフィッシングに関して関係省庁による対策協議会が立ち上げられるなど、政策立案の必要性を促し、消費者被害の未然防止、拡大防止に役立ったと評価しております。

また、架空請求、不当請求に関する業者名公表や対策マニュアルの公表、昨年10月に発生いたしました新潟県中越地震への対応として震災後に必要な情報を記載するなど、消費者問題の未然防止、解決等に役立つ情報をホームページ及び携帯サイトにいち早く公表することにより、ホームページアクセス件数の大幅な増加につながったことも評価してございます。

総合評価表の2ページの(3)の苦情相談につきましては、消費生活専門相談員を中心に積極的に対応するとともに、対応が複雑化する苦情相談に対して弁護士や各種専門家による高度専門相談を活用したと評価し、今後相談に当たる消費生活専門相談員等の資質の向上をより一層図るとともに、高度専門相談のさらなる活用を図るべきであると指摘してございます。

個人情報の取扱いに関する苦情相談につきましては、個人情報に係る相談処理マニュアルを作成し、地方公共団体の相談窓口へ配付するとともに、専門の相談員を配置した苦情処理窓口を国民生活センターに新たに設置するなど、苦情相談機能の充実を図ったと評価しております。

また、消費者苦情処理専門委員会につきましては、高度な法的判断を要する事案を諮問し、当該委員会の助言を受けて地方センター等に情報提供を行うとともに、その情報が地方センター等で活用されていると評価する一方、消費者問題が多様化、複雑化し、消費者からの苦情相談件数も大幅に増加している状況にもかかわらず、15年度に続き処理件数が目標を下回る結果となったことから、当該委員会の運営に関して事務局体制のさらなる強化、小委員会の機動的な活用など、創意工夫を図るべきであるとの指摘を行いました。

(4)の関連機関への情報提供につきましては、PIO-NETに収集された消費者相談情報を整理し、行政機関等に積極的に情報提供を行ったと評価しております。特に経済産業省に対し、特定商取引法に関する相談内容等を積極的に情報提供することにより、悪質事業者に対する特定商取引法違反の行政処分が行われ、消費者被害の未然防止、拡大防止に役立ったとも評価しております。

(5)の研修につきましては、各種研修の実施に関して多様化・複雑化する消費者問題に対して講義等を行い、研修受講者から満足度アンケートで総合平均4.4の高い評価を受けたと評価する一方、一部の研修において企画の際の想定参加者数を下回る研修が見られ

たことから、今後参加者を増加させるための対策や内容の充実などの工夫を図るべきであるとの指摘を行いました。

また、消費生活専門相談員資格認定試験につきましては、実施会場が目標を下回る 15 か所となったことについて、費用対効果の関係から実施箇所の統合を図ったことはやむを得ないことであると判断しておりますが、今後、受験生を増加させるための施策等について検討する必要があると指摘してございます。

総合評価表の 3 ページの ( 6 ) の商品テストにつきましては、製品関連事項等の原因究明のため科学的に信頼性のあるテストを実施し、そのテストの結果を地方センター等に情報提供するとともに、記者公表や国民生活センターのホームページ等への掲載により、国民に対して広く周知して被害の救済、未然防止、再発防止に努めたと評価しております。また、問題提起型テストに関しましては人の生命、身体に関する事故や苦情等の国民生活に重大な影響を及ぼす案件について適宜取り上げ、適切な情報提供を行ったと評価いたしました。

( 7 ) の調査研究につきましては、国民生活や消費者問題の実態などに関する調査研究から問題解決の方策を明らかにし、施策等の提言につなげるとともに、調査研究の結果に基づき関係団体、行政機関等に改善点の指摘を行い、適切な対応を促したと評価いたしました。

3 . の「予算、短期借入金、剰余金に関する事項」に関しましては適切に執行されており、特段の問題はないと判断いたしました。

4 . の「人事に関する事項」は、任期付き職員の採用など新たな取り組みを実施したと評価いたしました。組織の硬直化を防ぐ観点からも、このような取り組みが引き続き行われることを期待いたしております。

総合評価表の 4 ページの の法人の長等の業務運営につきましては、役員についてはその職責を十分に果たしていると認められる。理事長は業務の効率的・効果的な推進を図るため、職員の意識改革を進め、業績手当制度の導入を検討し、人材の適切な活用を図るなど、的確な業務運営を行い、中期計画の推進に精力的に努めたと判断いたしました。

最後に「総合評価」でございますが、中期目標の達成に向け、順調に計画を実施していると判断していることは先ほど冒頭に御紹介申し上げたとおりでございますが、16 年度の実績を踏まえて以下の指摘を行いました。

第 1 に、引き続き国民に対する積極的かつわかりやすい形での情報提供に努めること。

第 2 に、消費者政策の中核機関として、今後より一層その役割を果たすべく創意工夫を図ること。

第 3 に、組織の再編の取り組みが推進されており、今後も必要に応じた見直しを行うこと。

第 4 に、任期付き職員の採用についてはその成果を踏まえつつ活用を図ること。

第 5 に、業績手当の導入は職員の意識改革に資するものであり、その取り組みを一層

促進することを期待すること。

最後に第6といたしまして、役職員の給与制度については引き続き透明性を確保するとともに、給与水準と業務内容の適切な関係に留意することとさせていただきます。

以上、簡単でございますが、国民生活センター分科会からの御報告とさせていただきます。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、17年度上半期の業務執行状況につきまして国民生活センターの方から御説明いただきます。

糠谷国民生活センター理事長 17年度上半期の業務執行状況は後ほど川本理事から御説明を申し上げますが、私どもが今、一番抱えている大きな問題は相談件数の大幅増加への対応でございます。16年度の実績が先般ほぼまとまったのでございますけれども、190万件の苦情相談件数が全国から集まってきております。これは、私が理事長に着任いたしました6年前が40万件でございましたので、6年間で5倍近い増加ということでございます。そのため、相談カードの直接作成システムを今年度から導入するというので今、移行期間でございますけれども、やっているところでございます。そういうことを経て、中核機関としての役割をしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

川本国民生活センター理事 それでは、資料6に即してごく簡単にポイントを説明させていただきます。資料6をお開けください。

1ページ目でございますけれども、業務運営の効率化ということでございまして、一般管理費につきましては引き続き総合管理業務の委託内容を見直したりして経費の削減を図っております。それから、業務経費につきましても効率化に努めております。

それから、4番目の最適化計画でございますけれども、これは電子政府計画づくりの考え方に即しまして国民生活センターのIT関係を中心に最適化計画を検討し、取りまとめつつあります。

それから、次のPIO-NET関係でございますけれども、次世代のPIO-NETシステムにつきましては引き続き調査、研究をしております。

2ページにまいりまして、今年度から導入されました相談カードの直接作成システムでございます。これは機器を配備いたしまして、ソフト関係につきましても順次追加的なものも配備いたしました。それから、実際の運用が円滑にいきますようにインストラクター等を適宜派遣いたしまして、きめ細かく対応しているところでございます。

3ページにまいりまして「国民への情報提供」です。これは私どもの仕事の中核的なものの一つでございまして(2)の でございますけれども、上期におきましては11件情報提供をいたしております。ここにございますように、子どもの誤飲で命を落とす人もいるということで誤飲関係の情報提供、クレジットカードのトラブルの問題、留学等のあっせ

んサービスのトラブル、ハイテク製品等の不具合に関する事業者対応の問題、それから高齢者を中心に個人年金保険の銀行窓口販売で非常にトラブルが起きているので、そのことについての消費者への情報と関係機関への要望を出しております。

それから、つとに今年の春から社会問題化したしました訪販リフォームに関するトラブルにつきましても情報を整理して消費者及び関係者への情報提供をいたしております。それから、最近生命保険の告知義務に関するトラブルも非常に増大しておりまして、これに対する分析、要望等もいたしております。

次に3ページの下の方でございますけれども、一般的な情報提供といたしましてはホームページを充実しましていろいろな角度から消費者情報を提供しております。

4ページにいきまして、テレビ番組、定期刊行物等も計画に従って放映し、出版しております。

5ページの苦情相談関係にいたしましても高度専門相談を行い、また個人情報関係につきましても法律の施行に伴い、個人情報保護相談データベースの運用を始めております。相談そのものも直接相談ということで行っておりまして、上半期には916件の苦情相談を受けております。そのほかに、個人情報関係の相談事例集の作成に取り組んでおります。それから、地方のセンター等への苦情相談処理への支援といたしましては、緊急情報、事故製品関連事故情報等を発行して提供しております。

6ページにまいりまして、苦情処理専門委員会につきましては8月に中古車の売却の際のキャンセル料のトラブルにつきましても取りまとめ、公表いたしております。

それから、ADR関係の情報の充実ということで、ホームページへのADR関係のコーナーを設置すべく今、準備をしております。

(4)の「地方センターへの情報提供」ですが、先ほどの緊急情報等に加えまして『PIO-NET通信』等を毎月提供しております。

7ページにまいりまして、更にそれらを電子媒体で行うべしという目標につきましても逐次、随時始めております。

それから、の「行政機関との情報交流」、これも各省庁等からPIO-NETを中心に情報提供依頼がありまして、上期は312件について情報を提供しました。更に裁判所、警察、弁護士会等からの情報依頼が約200件ございまして、それらについても適切に対応しております。それから、消費者団体等関係機関との情報交換も行っています。

8ページにまいりまして、更に昨年度「くらしの情報交流プラザ サロン」というものを設置しましたがけれども、それを毎月開催しております。真ん中以降の研修でございますけれども、これも計画に基づきまして着実にやっているところでございます。

9ページの上から少し下の方にありますように、各研修ごとに満足度を調べておりますけれども、平均4.7ということで引き続き高い評価をいただいております。

次に(6)の「商品テスト」でございますけれども、テスト技術向上のための研さんを重ねると同時に、原因究明テストについては上期に21件行いました。

10 ページにまいりまして、更に「問題提起型テスト」については上期に 5 件実施しております。電動アシスト自転車とか、虫よけ剤の子どもへの影響、それから健康食品等につきまして問題提起をいたしたところでございます。

それから、更に商品テストにつきましては専門家からなる商品テスト分析評価委員会を 19 回開催してテストの内容、発表方法等について審議いただいて、それを参考にしているところでございます。

11 ページの「調査研究」につきましては、上期に 3 つのテーマに取り組んでおりまして、多重債務の問題、食品関連事業の消費者対応の問題、有料老人ホームをめぐる消費者問題、専門の方々にも参加していただいて研究会をつくって、この 3 つのテーマについて取り組んでいるところでございます。

12 ページでございますけれども、最後に人事関係の計画につきましては引き続き業務の効率化によって常勤職員の増加抑制に努めておりますし、業績評価につきましては目標の設定方法の研修等を行って、実際に業績評価表を各職員が作成し、提出させたところでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。引き続き、生活局の方から 18 年度の概算要求について御説明いただきます。

勝見国民生活局消費者調整課長 それでは、国民生活センターの来年度予算要求の概要につきまして御報告いたします。

資料 7 をごらんいただきたいと思います。1 枚おめくりいただきますと平成 18 年度概算要求額という表がございますが、その下の段の方の支出の項目です。業務経費の既存分と一般管理費及び人件費につきましては所定のルールに従って減額して要求しております。

では、業務経費のうちの新規分について簡単に紹介させていただきます。表の下に丸で 1 から 4 までありますけれども、まず 1 番目は消費生活センターで受け付けた苦情相談を国民生活センターのホストコンピュータに送るための PI0-NET のシステムの各端末、この端末の経費のランニングコストにつきましては既存の業務経費の中で既に見ていただいておりますが、一般的にリース期間が 4 年でございます、数年前に各自治体が導入した端末機器について本年度あるいは来年度にかけて順次リース期間が満了してまいりますので、新しい端末装置に入れ替える必要がございます。その際の初期のサービス費用が必要となってきております。これは毎年度のランニングコストには含まれておりませんので、その分を見ていただくための費用でございます。大ざっぱに 400 台強ございますが、1 年で全部やるのは大変ですので 2 年に分けて行わせていただくということで、その 1 年分でございます。

それから、2 として「PI0-NET ホストコンピュータ見直しに関する調査経費」、これは本年 5 か年計画中にホストコンピュータを見直すということになっておりますけれども、それを専門の業者に委託してどのようなホストコンピュータが最も効率的であるかを調査する

ための費用でございます。

3番目として「ADR機能の強化経費」です。国民生活センター及び各消費生活センターが行っております苦情相談を高度な法律専門知識に基づいて処理するために、弁護士さんを3人常時雇って個々の苦情相談あるいは地方からの経由相談に役立てるための費用でございます。

それから、4番目は「IT講習室の機器更新経費」です。5年ほど前に相模原の研修施設に当時、補正予算を使わせていただいてIT講習室というものをつくりましたけれども、ここの機器が基本的に皆、買い取り製の機器でございまして、大分5年たって古くなっておりますのでいろいろ不具合が生じているということで、端末あるいはスクリーン等の機器を新しいものに変えるための経費でございます。

それから、5番目は業務経費ではありませんで施設整備費として要求させていただいておりますが、品川にあります国民生活センターの東京事務所、建築しましてからほぼ33年たっておりますかなり古くなっております。それで先般、耐震のテストをした結果、補強をしないと震度5以上の地震がきた場合、危険であるという診断が出ましたので、それを補強するための工事の費用でございます。3年計画で14億円強かかる見込みでございますが、そのうちの初年度分ということで3億1,400万円ほど要求させていただいております。

そうということで、全体の額としますと前年度よりも増えてしまっておりますけれども、この耐震強化工事のための3億円強を除きますと、前年度に比べて1億8,000万円ほど減額の要求でございます。以上です。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。

糠谷理事長御指摘のとおり、国民生活センターのニーズが非常に高まっていると同時に、非常に国民の期待が高まっている折でございますので、引き続き頑張ってくださいたいと思っています。特段なければ以上にさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。それでは、終わりにいたします。御苦勞様でした。

(国民生活センター関係者退室・北方領土問題対策協会関係者入室)

大森委員長 それでは、引き続きまして北方領土問題対策協会の16年度の評価結果につきまして、飯田分科会長からお願いいたします。

飯田委員 私どもの分科会では、7月14日に北方領土問題対策協会から平成16年度の業務実績についてヒアリングを行いまして、それを踏まえて8月30日に分科会として評価を確定しました。

結論から申し上げますと、項目別評価ではすべての評価項目でAの評価をさせていただきました。また、総合評価では協会として今後、更に改善向上を目指すべきと思われる点など、若干の指摘を行った上で総合的、全体的に見て満足すべき業務実績だったと評価いたしました。

まずお手元の資料8ですけれども、最初に概要が書いてあります。それからその後、総

合表がありますが、その次の項目別評価表ですが、去年の15年度の実績評価でBの評価であった2項目が今回はAとなって、結果、項目別評価表のすべての項目でAの評価といたしました。この点について、ごく簡単に説明させていただきます。

今回、Aに変わった1つは、お手元の資料の7ページから8ページにかけての北方領土問題教育者会議の設立推進という項目です。学校教育において北方領土問題の教育を充実させようという事業の一環ですが、去年の評価の時点では設立開始間もないこともありまして、活動内容や効果が未知数であったこと、それから設立件数も計画より1件下回ったこともございまして、会議の今後の展開、発展に期待してとりあえずBという評価にしたいきさつがございます。

今回、16年度の実績評価では、設立のペースが計画どおりに進んでいるかどうか。それから、会議の効果を上げるために文部科学省や外務省など、関係機関との連携が図られているかどうかなどの観点から検討しましたが、いずれの指標でも満足のいく実施状況ということでAといたしました。

それからもう一つは、18ページの「生前承継の促進」という項目です。これは北方四島の元島民や漁業権者に対する支援措置として行っている融資事業です。平成8年の法改正で融資資格を生前でも承継できるようになったわけですが、去年の評価では新制度の内容や手続きなどをもっと周知徹底して制度の利用促進を図る余地があるのではないかということでBの評価としました。今回の評価では、数字的にも生前承継の実績が118名から154名増加しました。また、協会側も融資説明会や相談員の研修会も増やしたり、協会広報誌に承継制度についてのパンフレットを同封するなど、積極的な広報努力が行われたことを評価してAといたしました。

次に、お手元の今の総合評価表について御説明申し上げます。冒頭でも申し上げましたが、項目別評価表のすべての項目でAの評価であったことも含めて、全体としても満足のいく実績であったと判断しました。

その評価表のまず1ページ目ですが、の2の国民に対して提供するサービスなどに関する事項の「(1)国民世論の啓発に関する事項」ですが、ごらんのように から まで多種多様な事業を実施しました。北方領土問題という半世紀を超える息の長い問題を対象にしておりますので、ともすれば事業が繰り返しやマンネリ化になりがちですが、北対協は評価表に記述したような幾つかの新たな工夫を試みながら事業展開を進めており、特に教育者会議という形で次の世代の啓発に力を入れている点を評価しました。

次いで2ページ目の の2の(3)ですが、「元島民等に対する必要な援護等に関する事項」です。今回の評価では、この援護措置の一環である旧漁業権者への融資事業について、これまでのところリスク管理債権の比率が年々低下するなど、円滑に実施されていると評価しましたが、更に事業の透明性を向上させるためにリスク管理債権の管理状況の評価について定量的な指標の設定を検討してはどうかと分科会から提言いたしました。

以上、総合いたしましたして、総合評価表においても満足のいく実績であったと評価させて

いただきました。御存じのように、北対協は特殊法人から独立行政法人に移行しましたが、その意義は中長期的な目標を自ら設定して主体的に業務活動を展開できることにあるわけで、そのメリットを最大限に生かして今後も創造的な事業展開を心掛けてほしいと要望いたしました。以上です。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして17年度の上半期の業務執行状況につきまして北対協の方から御説明いただきます。ポイントを絞ってお願いいたします。

井上北方領土問題対策協会理事長 北方領土問題対策協会理事長の井上でございます。委員長の御指摘に従いまして、今年の上半期の状況を簡単に御説明したいと思います。資料9というものが配られております。要点だけピックアップして御説明するようにいたします。

まず1ページは抜かしまして、2ページから実態的な業務が書いてございますが、大きく分けて4つの柱がございます。1つ目が啓発の関係、2つ目がビザなし交流と言われる4島のロシア人との交流の関係、3つ目が調査研究、4つ目が元島民等の援護に関する問題であります。

最初の啓発の関係が2ページから記述されておりますけれども、本年について申しますと、今年が北方領土問題にとっては節目の年と言われました。1つは、日露通行条約という北方領土の海域につきまして日本とロシアの間で話し合いによって国境を決めた条約が150年前に署名されております。その150周年ということが1つです。もう一つは戦後60年、すなわち北方領土問題が発生してから60年、そういう意味で150年、60年の節目の年だということが言われておりました。

この節目の年を迎えまして、各関係団体とも連携をしながら北対協としては2つの特別な事業を実施いたしました。4ページをお開けいただきたいと思っております。1つ目は「下田特別事業」、2つ目が4ページの下に書いてありますが、「祈りの火」特別事業」と称しております。

下田の特別事業と申しますのは、ビザなし事業で4島に住んでいるロシア人を日本に招いているわけですが、その招いたロシア人と全国の運動関係者をこの問題のゆかりの地の下田に一堂に集めまして、両者間の意見交換を行うということがポイントでございました。日本の北方領土に関する主張の一つは、これが固有の領土、すなわち話し合いによって150年前に決められた国境以降、一貫して北方領土が日本の領土であったということが基本にあるわけですが、その固有の領土の根拠になります条約の署名の現場に立って、在島のロシア人の方々にそのことを実感してもらおう。

そして、150年前にこの交渉は幕府側の川路聖謨とプチャーチン提督の間に行われたわけですが、ちょうどこのときに下田を襲った津波をめぐってロシア人と日本の国民の間のいろいろな心温まる交流があったというようなことを現地の方々に説明していただきまし

た。特にこのときに来た4名のロシア人水兵乗務員が亡くなっておりますけれども、その亡くなった4名について墓がきちんと守られているということを見て、深く感銘した人たちが多かったように思います。そのような形で、下田の特別事業というものを4月に実施いたしました。

2つ目の「祈りの火」特別事業」と言いますのは9月26日に行いましたが、この節目の年を迎えて北方領土返還要求運動に取り組んでいるたくさんの団体がありますが、それらの団体が一堂に会するというのを9月25日に行いました。全国から3,000人ほどの関係者が集まりました。そして、その25日の会合と前後いたしまして、各団体が工夫を凝らして事業を展開したわけでありまして、北対協としましては、全国に設置されています県民会議と連動いたしまして、納沙布岬に昭和56年以来燃え続けています祈りの火を分割、火を分けるとして各地に持ち帰って、それをシンボルとして全国で運動を展開するというを行いました。約1か月間の運動の結果、16万の署名、そして全都道府県知事から総理あてへのメッセージをいただきましたけれども、昨日それをもって小池北方領土担当大臣に御報告してあがったところであります。

啓発関係の今期の重点としましては、先ほど飯田分科会長からもお話がありましたように後継者対策、若年の者に対する啓発というものを重点に掲げてございます。その1つの進め方が、学校教育における北方領土教育を充実するという形で県民会議と学校の先生方の連携のブリッジをつくるということで、平成15年から教育者会議の設置ということを進めております。平成15年に10件、16年に10件、そして今年も10件を超える都道府県で取り組みが行われております。

これをバックアップする北対協の組織として、2つのことを今年に行いました。1つは11ページでありますけれども、学校の先生方と中学生を根室に集めて研修会を催しております。全国から学校の先生60名、そして青少年、中学生が主ですけれども、67名を根室の歯舞中学というところに集まっていたいただきまして1泊2日の研修を施します。

先生との関係でいきますと20ページになりますが、ビザなし交流の事業の一環として、学校の先生方に4島を訪問してもらうという事業を行いました。これは、先ほど申しましたように、学校教育における北方領土問題の充実強化ということを目的として行われているわけですが、先生たちの研修会について申しますと、昨年から従来1日であったものを2日に延長して行っておりますが、今年の参加者からの意見は、まだ足りない。もっと実践的で参加型のものにしてほしいというような積極的な意見がたくさん出ております。

後継者対策のもう一つの柱として考えておりますのは、大学生に対するこの問題の周知ということの一つの柱として立てていきたいと思っております。具体的に申しますと、12ページに「北方領土ゼミナール」ということが書いてございますが、これは全国の大学生42名に同じく根室に集まってもらって、ここで1泊2日の研修を行ったというものであります。大学生に関しましては17ページになりますが、これもビザなし交流の関係で第3回返還運動後継者主体の北海道とのジョイント事業というものがございまして、年齢40歳未

満の方々にビザなし交流で国後島に行っていただきました。40歳未満ということですので大学生とは限りませんが、大学生を中心とした非常に多様な人たちが国後島2泊3日の訪問をいたして大変いい雰囲気、そしてその後の事業活動への芽生えというようなことが出ているのが現状でございます。

大学生につきましては、これらの参加者が大学祭でこの問題を取り上げて講演会をする、あるいは展示会をする。あるいは、大学の中に同好会を結成するというような動きが出ております。大変難しい対象でありますけれども、これらの動きを慎重に見極めて今後、発展させていきたいと思っております。

次にビザなしでありますけれども、16ページから21ページまでに記述がございます。大変記述が錯綜しておりますので数字だけ申しますけれども、今回は訪問、日本人が4島に訪問するという意味ですが、訪問事業を9回行いました。このうち北海道推進委員会というところが5回行っておりますので、北対協の直轄では4回、北海道も入れましてトータルで521人が訪問しております。また、ロシア人の受入れは2回、先ほどの下田に加えて9月に滋賀県で149名の受入れを行っております。このほかに、日本語講師2名を3島に延べ117日派遣するという事業を行っております。

ビザなし事業の目的は、在島に住むロシア人との関係緩和、2番目が国内の啓発的なもの、3番目にこの地域が国境がいまだに確定されていないという特定の地域であることの確認行為、大きく分けまして3つの目的を持っていると思っておりますが、現在のビザなし交流の今年の実績はいずれの目的に対しましてもそれなりに成果を上げているのではないかと評価しているところであります。

3番目に、調査研究というテーマが23ページにございます。先ほどの評価にも触れていただいておりますけれども、国際シンポジウムというものを20年来やってまいりましたが、この効果についてもう一度見直すようにという御指摘を踏まえまして、本年度は少なくとも従来のようなシンポジウムの内容はやめて、分科会での御指摘等も踏まえて来年以降に向けて見直しを行うこととしております。

4番目の項目が元島民に対する援護であります。援護は元島民等が行う諸活動に対する支援と法律に基づく貸付業務の2本立てになっております。貸付業務につきましては、先ほど御指摘もいただきましたけれども、26ページにございますが、関係者に対する融資の説明会、相談会というものを充実しております。計画は年間9回のところを、今年は既に要望等を踏まえまして前半で11回開催したところであります。

ただ、その成果としましては27ページにございますが、先ほどお話のありました生前承継につきましては今年の上半期実績は41名、また貸付けの決定額は5億4,500万ということで、昨年の実績を少々下回っているところであります。

このほか、その他の項目としまして中期計画で柔軟でフラットな組織を構築することを目標に掲げてございましたが、この目的のために今年4月、従来の一部を残しましたけれども、大多数は課制を廃止して専門職、専門官制のスタッフ制度に移ったところ

でございます。

大変雑駁でございますが、今年の上半期の主な事業について申し上げます。

大森委員長 ありがとうございます。では、引き続き本部の方から概算要求について御説明願います。

黒羽北方対策本部参事官 北方対策本部参事官の黒羽と申します。資料 10、2 枚紙でございますけれども、この資料によりまして簡単に御説明させていただきます。

北方領土問題対策協会の予算でございますけれども、大きく 2 つに分かれておりまして、先ほどの啓発等の事業に関しましては運営費交付金という形で予算を計上しております。

次のページは下にございますけれども、特に旧島民、旧漁業権者の援護措置の一環として貸付事業を実施しておりますが、これにつきましては利子補給費等の補助金という形で計上させていただいています。

まず一般業務勘定の方の運営費交付金でございますけれども、トータルで言いますと 17 年度予算額 6 億 5,800 万に対して 9,000 万増の 7 億 4,800 万円で要求をしているというものでございまして、算定方式につきましては下の 1 から 4 までございますように、それぞれルールにのっとって算定させていただいているところでございます。北方対策事業費につきましては 17 年度予算額 5 億円、それから先ほど説明もございました春の下田での特別事業、秋の根室での特別事業、この経費 1,700 万円を引きまして、また毎年 1 % 効率化減を図るということでございますので、その 99% をかけまして、更に政策係数、特殊要因増減を加えまして 5 億 9,300 万という数字になっているところでございます。特殊要因等の内訳につきましては次のページにございます。

それから、一般管理費につきましては 19 年度までに 13% 効率化するというところでございまして、単年度で言いますとおおむね 7.66% 程度の効率化減を行うということでございますので、効率化係数 92.34% をかけまして 3,300 万円という数字になっております。人件費につきましては、この時期につきましては給与改定率等はゼロで見るということになっておりますので、そのままの額でございます。

それから、運営費はこのようなことでございます。

次のページは「増額経費の主なもの」とございますけれども、外交交渉を支える国民世論を結集し、その広い国民運動を強力に推進する。特に次世代を担う青少年が正しい理解と認識の下で積極的に参加することが必要だということから次世代の啓発、次世代の活動支援ということに重点を置いておりますけれども、そういったものについてしているものでございます。

の学生支援につきましては単年度のものではございませんで、これからも継続しようということでございますので、前のルールでいきますと政策係数の方に組み入れられているものでございまして、  
、  
、これは展示の方針とか、あるいは懸垂幕を用意するとか、こういったものでございますので、単年度の特殊要因ということで、前のページでいきますと特殊要因増減の 1 億 500 万円という数字になっております。:

それから、大きい2番の貸付業務勘定の方でございます。これは基本的には変わっておりませんが、長期借入金利子補給金につきまして若干変動がございまして500万円の減となっているところでございます。

予算につきましては、以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

この北方の関係は我が国にとって極めて重要な取り組みや活動でございますので、引き続き計画に沿って御努力いただければと思っています。

御苦労様でした。ありがとうございました。

(北方領土問題対策協会関係者退室・駐留軍等労働者労務管理機構関係者入室)

大森委員長 お待たせいたしました。それでは早速でございますけれども、駐留軍等労働者労務管理機構の16年度の評価結果につきまして、東海分科会長から御報告いただきます。

東海委員 御報告申し上げます。駐留軍等労働者労務管理機構分科会では、7月及び8月に分科会を開催させていただきまして、平成16年度の業務実績の評価と、いま一つ中期目標期間の仮評価案を決定いたしました。この仮評価案につきましては、8月23日に開催されましたこの評価委員会、第16回において御審議をいただきまして御決定いただいたところでございますので、本日は16年度の業務実績に関する評価結果の概要等につきまして御報告させていただきたいと思っております。

審議の経過といたしましては7月13日、機構本部において粟理事長ほか機構関係者から16年度の業務実績等についての説明を受けました。その後、事務局にて各委員の評価結果を取りまとめ、8月4日の分科会において項目別評価及び総合評価について審議を行ったところでございます。

続きまして、評価結果の概要についてでございますが、お手元の配付資料の11に分科会で決定をいたしました総合評価及び項目別評価のファイルがございますけれども、一番上に添付をいたしました評価の概要に従いまして簡単に御説明をしたいと思います。

まず総合評価でございますけれども、平成16年度の業務実績につきましては全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向け着実に進捗していると認められております。機構設立3年目にいたしまして、中期目標期間の最終年度を持たずに中期計画事項をほぼ実施段階にまで移行したことは相応の評価ができるというふうに考えております。なお、項目別評価につきましては評価したすべての項目についてA評価をいたしております。

主な業務実績を6点ばかり触れさせていただきたいと思っております。

まず第1点は、事務のオンライン化につきましては従業員管理システムの機器換装及び同システムの回線と企業会計システムの回線を共有化いたしましたことから、事務処理の迅速化・効率化が促進されるとともに経費の抑制が図られました。また、帳票類の本部一

括購入契約及びIP電話の導入等により経費の抑制が図られました。

2点目の支部の業務実施方法の見直しについては、平成15年度に改善提言がなされた事項を着実に実施しており、また支部組織の見直しについても常勤職員数の削減等、計画どおり実施されております。これらの措置により、業務運営の効率化が図られていると評価しております。

3番目は、外部有識者による講演会については支部においても開催するなど、幅広く職員の業務運営の効率化に関する意識の高揚が図られております。また、職員から提案されたIP電話導入等の業務改善提案についても活用がなされております。これらの措置により、職員の意識の効用を図るとともに事務の簡素化及び経費の抑制が図られております。

4番目、駐留軍等労働者の募集につきましては、求職者の利便性の向上と応募者拡大を図るため、インターネットによる応募受付を開始するなどの施策を実施し、労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者の紹介率が94.8%となり、平成15年度に引き続き目標を達成いたしております。

5番目、駐留軍等労働者の福利厚生施策については駐留軍等労働者の多様化する要望にこたえるため、新たな福利厚生施策を駐留軍要員健康保険組合と共同で実施しております。また、駐留軍等労働者の制服等の早期貸与につきましては単価契約方式を全支部で実施いたしまして、購入要求書受理後1か月以内で貸与できた新規採用者の割合が95.1%となっております。

6番目、駐留軍等労働者の定年制度の在り方につきましては、平成15年度までに実施した調査、分析を踏まえ、中期目標期間の終期を待たずに改善案を作成いたしまして国に提示いたしております。

大きな2番目といたしまして指摘した事項でございます。3点ございます。

まず第1点は、支部組織の見直しにつきましては支部の統合を含めた、いわばさらなる効率化への検討を進めるといことをお願いしております。

2番目は、制服及び保護衣の購入契約及び在庫管理の方法については一般競争契約方式による単価契約を全支部で実施することをお願いしております。

3番目は、新たな福利厚生施策の利用者は必ずしも多くなかったという実態がわかりましたので、当該施策の一層の周知及び利用者のニーズの把握を行って利用者の拡大を図るとともに、満足度の維持・向上に努めることをお願いをいたしております。

また、その他、理事長、理事、監事等の役員さんにつきましては、その職責を十分に果たしていると認めております。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。何か質問等ございますか。

それでは、引き続きまして機構の方から17年度上半期の業務執行状況につきまして、ポイントを絞って御報告いただきます。よろしく申し上げます。

粟駐留軍等労働者労務管理機構理事長 駐留軍等労働者労務管理機構理事長の粟でございます。評価委員の先生方には、我々の業務につきまして熱心な御指導を賜り、また先般

御審議いただいた平成 16 年度業務実績及び機構発足から 3 年間の業務実績につきまして、  
も高い評価をいただき、御礼申し上げます。

私どもの機構は駐留軍等労働者の雇い入れや福利厚生業務を行っております。平成 14  
年 4 月の設立でございますので、中期目標達成の最終年度を迎え、中期計画に定められた  
諸業務につきまして着実に実施してきているところでございますが、今後とも先生方の御  
指導をいただきつつ、業務運営の一層の効率化に努めるとともに、日米安保条約に基づく  
我が国の勤務履行に貢献していく所存でございますので、引き続き御指導、御鞭撻をお願  
い申し上げます。

それでは、本日の出席者を紹介させていただきます。理事の原澤でございます。企画調  
整部長の田中でございます。

それでは、理事の原澤から当機構の平成 17 年度上半期の業務執行状況につきまして説明  
させていただきます。

原澤駐留軍等労働者労務管理機構理事 それでは、時間の制約もございますので、概要  
の主なものを御説明いたしたいと思っております。

まず資料の 1 ページでございます。事務のオンライン化についてであります。情報シ  
ステムのセキュリティにつきまして所要の規定等を整備いたしました。新たに情報システ  
ム及び情報セキュリティに関わる部門を設けまして、その強化を図っているところでござ  
います。

また、駐留軍管理システムのソフトウェアの改修に関しまして、一般競争入札により複  
数の改修項目を一括発注いたしまして経費の抑制を図ったところでもあります。当該情報  
システムを活用するために情報システムを整備し、職員のパソコンやメールなど、情報関  
係の学習やサービスを使いこなす能力の向上を図る必要がありますが、本年 9 月に機構に  
情報化統括責任者、C I O 及びこの C I O を補佐するスタッフを定めまして、専門の支援  
助言を得るためにコンサルタント契約を行うべく今、準備を進めているところでございま  
す。

3 ページをお開き願います。一括購入及び割合制度の利用でございます。三沢、座間、  
富士、岩国、佐世保、コザの各支部の事務所警備を本部で一括して契約を行いました。こ  
れによりまして、約 26 万円を削減したところでございます。本部、横田、横須賀、呉、那  
覇の各事務所につきましてはビルの管理者との契約になってございます。

次に人件費の抑制についてでございますが、常勤職員数を 4 名ほど削減いたしまして今  
期末の常勤職員数は初期の 97% とするという中期計画をほぼ達成したところでございま  
す。

それから、制服保護衣の購入契約の実施についてでございますが、経費の抑制、それから  
業務運営の効率化に最も有効な方法でございます一般競争契約方式による単価契約を全支  
部で実施しております。

これによりまして、6 ページに記載しておりますが、制服保護衣の早期貸与に関しまし

て、購入要求書の受理後1か月以内に貸与する割合の目標を90%以上と掲げておりますが、これを達成しているところでございます。

次に5ページになりますが、駐留軍等労働者の募集についてでございます。那覇、コザ支部におきます事前募集のインターネットによる応募受付につきまして、本年度から通年で行うこととしております。パソコン等を持っていない方もいらっしゃいますので、両支部にインターネット端末を付設して応募者の利用に寄与しているところでもあります。

それから福祉厚生施策についてですが、宿泊の女性額を500円から1,500円に増額いたしました。更に宿泊施設も拡大を行い、その施策の充実を図っているところでございます。更に、わかりやすい利用の手引きを作成しまして、季報誌の内容もより一層充実したものといたしまして、利用者に周知しております。これにより、利用者の拡大を図ることに意を用いているところでございます。

次に6ページでございます。駐留軍等労働者の給与制度の在り方についてであります。公務員制度改革関連法案がまだ提出されていないものの、人事院から国家公務員の俸給体系の見直し等の給与構造の改革につきまして勧告がなされました。我々としても、この人事院勧告を踏まえ、給与制度の在り方について、今期中に改善案を作成するというところで今、作業を進めているところでございます。

最後の剰余金の使途についてであります。関係施策の充実を図るために機構ホームページの更新に際しまして、機構が行っている事業に係る実績の追加、それから携帯電話からのアクセスを一部可能とすること。それから、国民から親しまれるデザインに刷新するべく、現在企業から提案を募集するための準備作業を行っているところでございます。

以上が、17年度上半期の主な執行状況でございます。

大森委員長 御苦労様でした。では、引き続き概算要求について施設庁の方から簡単に御説明いただきましょう。

松崎防衛施設庁労務管理課長 防衛施設庁労務管理課長の松崎と申します。よろしくお願いたします。

それでは、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成18年度予算概算要求について御説明いたします。お手元の資料13をごらんいただきたいと思います。

御承知のとおり、この機構につきましては現在の中期目標が今年度末をもって終了し、平成18年度が第2次の中期目標期間開始年度に当たりますことから、平成15年8月1日の閣議決定に基づく中期目標期間終了後における組織、業務全般の見直しについて、内閣府評価委員会の意見を求めましたところ、現行体系の下、継続して確実に実施すべきであるとの同委員会の御意見を踏まえ、前期の運営費交付金算定ルールを順次算定いたしまして、人件費、物件費、業務経費、合計45億8,000万円を要求しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。18年度予算概算要求を総額としまして45億8,000万、対前年度5,700万円の増、率にして1.3%の増となっております。算定内訳としましては、まず役員・職員の人件費でございますが、30億4,300万、対前年度6,100

万円の増、率にして2%の増となっております。その主な要因は、定年退職者が15名予定されていますこと等による分として、退職手当6,100万円を見込んでいることによるものです。

次に物件費、これは職員の旅費及び土地・建物の借料等の庁費を合わせたものですが、9億5,700万、対前年度400万円の減、率にして0.4%の減となっており、その要因はルール方式で1%の効率化を図ることになっていることから、その効率化による減であります。

次に業務経費、これが法人固有の業務として健康診断、福利厚生、制服等に要する経費でございますが、5億8,000万で対前年度同額となっております。これらの要求につきましては、独立行政法人に関する有識者会議の指摘事項及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から出されます独立行政法人の主要な事業及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を踏まえまして、今後財務当局と調整することとしております。平成18年度予算概算要求に関する報告は以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。今の御報告の中に少し入っていたように思うのですが、引き続き中期目標終了時の見直しの話がございまして、私どもは承知しているのですが、この前の委員会以降の動きを簡単に説明していただいて、全体で御質問があれば伺いたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

永井防衛施設庁労務調査官 防衛施設庁の永井でございます。よろしく申し上げます。

前回の委員会以降の動きでございますが、見直しの手順につきましては先生方御案内のとおり15年8月の閣議決定に盛り込まれたルールに従ってやっております。このもともとの資料を使いながら説明させていただきますが、前回の委員会で御審議いただいたものが資料14-1でございます。これで、当評価委員会の意見というものをいただきました。それを踏まえまして、資料14-2というところで主務庁としての見直しの当初案を作成しております。これを総務省の方に提出いたしまして、総務省の審議会の分科会のヒアリングを受けております。

資料14-3が、総務省の分科会の議事要旨でございます。議事要旨の3枚目の下から2行目の(2)のところから、当法人のことについて述べてございます。この中で言われたことはいろいろございますが、それに対しまして代表的なものとして私どもの方から説明したのものとしては、機構の各支部間で職員数にアンバランスがあるというような御指摘がございましたので、それにつきましては基地から法人の支部までの距離の関係だとか、軍の所在の関係とか、そういうことによってアンバランスが出ています。しかしながら、そのアンバランスはできるだけ少なくするような努力をいたしますという説明をしております。

あとは、支部業務の本部での一括処理の問題が提起されております。これにつきましては、先ほど法人の方からお話があったように、幾つかの業務については本部で一括処理している部分もございますが、分科会からの意見はすべての業務を本部の方に持ってこられ

ないかというような御指摘があったものですから、やはり現場業務でございますのでなかなかそれはできません。例えば制服の支給であれば、それはこの基地に入ってこの従業員に渡すというようなこともあってなかなかできない部分があるということは御理解いただきたいという説明をしております。

また、アウトソーシングの問題ですが、アウトソーシングはもっとできるものがあるのではないのでしょうかというお話がありましたけれども、そこには駐留軍業務の特殊性というところがあって、今まで既に健康診断にしろ、いろいろなものでアウトソーシングをしている。これ以上なかなかできない部分があるけれども、ただ、本部の管理業務の一部にはまだアウトソーシングが可能なものがあるだろうということで、そういうものについて引き続き検討して前向きにやってまいりたいというようなことを言っております。

もう一つ大きな問題として、非公務員化の問題がございました。非公務員化の問題については、先生方の方に独立行政法人制度を使って労務管理をするようになった経緯、そしてこの業務は条約上の義務履行に関わるものであり、どんなときにでも必ず確実に継続して行われなければいけないものなのです。万が一、実施が不可能になったりした場合、極東有事などという話を少ししながら御説明させていただきましたけれども、どうしてもそこは確実に条約上の義務履行をしなければいけない事務なので、そこは公務員、争議権を持たない国家公務員を当てることが重要であろうというような御説明をしております。

次の資料 14 - 4 でございますが、これは政策評価・独立行政法人評価委員会の名簿ということでございます。

次の 14 - 5 でございますが、これは行革本部に置かれております有識者会議におきまして、当庁の方から説明をしたときに使った資料でございます。この中で、先ほど来少し御説明しました職員の身分等とか、その辺のことについて御説明しているわけですが、職員の身分につきましては、やはり機構職員は業務処理の過程において部隊運用に関わる情報に接するとか、そういう問題があるので、やはり政治的中立性を担保できる国家公務員であることが必要だという話をしております。また、業務の効率化等につきましては前向きに検討していく旨、説明をしております。

次の資料 14 - 6 は、有識者会議の議事概要でございます。

次の 14 - 7 が、有識者会議の設置根拠と名簿等でございます。

以上が、前回の委員会以降の動きでございます。

今後の予定といたしましては、11 月中旬に総務省の評価委員会の方から勧告の方向性の指摘がなされ、それを受け、私どもの方で勧告の方向性の指摘の趣旨が最大限生かされるように見直し内容を検討し、所要の修正を加えるということをして、行革本部の方に説明して、その議を経た上で見直し内容を決定するという予定でございます。そして、その見直し内容を踏まえて次期中期目標、中期計画を作成することになりますが、その際には本委員会にお諮りして御意見をいただくこととなりますので、ひとつよろしく願います。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

大森委員長 ありがとうございます。何か今までのことで御質問等ございますか。

それで、結局どういうふうになるものと予測されるのですか。

永井防衛施設庁労務調査官 非常に厳しいお話がございますが、会議の議事録要旨等を見ますと、他法人に対しては非常にきつく書いてあるところが、若干ぼやっと書かれているところなどがあるのです。そういうことを踏まえれば、私どもの願いはある程度聞いていただけるのではないかというような感触は持っております。ただ、最終的には私どもが決めるわけではなくて総務省の審議会の方で決定されることになります。

ただ、人員削減については相当数の削減を図っていく必要があるのではないかと。有識者会議の方でも厳しい御指摘を受けておりますので、法人ともよく相談して国家公務員の定員削減5%ということが閣議決定されておりますので、それを超えるようなものができるように、組織等をいろいろ見直してまいる形で考えております。

大森委員長 よろしゅうございますか。多分また改めて御報告いただけるものと思っておりますので、本日は以上にさせていただきます。御苦勞様でした。ありがとうございます。

(駐留軍等労働者労務管理機構関係者退室・沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

大森委員長 それでは、沖縄科学技術研究基盤整備機構につきまして御報告いただいた上で審議をいたしたいと思っております。ポイントを絞って御報告いただきまして、その後、決定すべきものと御質問等があれば承ることにいたしますので、恐縮ですが、要領よくお願いいたします。

板谷沖縄振興局事業振興室長 沖縄振興局事業振興室長の板谷でございます。それでは、お手元の資料の15以下でございますが、これに沿って説明いたします。

まず独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の概要ということでございますけれども、これは沖縄科学技術大学院大学の開学に向けた準備を進める、これを主たる目的とする独立行政法人でございまして、今年の9月1日に設立されました。

「事務所」は、現在は沖縄県のうるま市というところに置かれておりますけれども、これは来年の4月にも恩納村の方に移ります。こちらの方に、先ほど申し上げた大学院大学のキャンパスを整備するという予定であります。

「主な業務」といたしましては、大学院大学の設置の準備、これが最大の業務でございますけれども、これ以外にその大学院大学のコアとなる研究につきましては専攻的に研究を行っております。現在は4チームくらいで行っております。これを将来的には主任研究者50人、50チームくらいに広げたいと考えてございまして、この50チームというのが関係閣僚申合せで大学の開学が考えられる規模ということでございますので、専攻研究を50人規模まで広げるといような業務も非常に重要なものとして持っているわけでございます。

それ以外に、研究を広げるためにも国際的に優秀な研究者等を集めてこなければいけな

いということでございますので、そのために国際シンポジウムや国際ワークショップといったものもやっていく。こういうものが主たる業務になっているわけでございます。

「発足及び当面の日程」ということでございますが、9月1日に発足いたしました。それで、10月に東京と沖縄で報告会というものをやったということでございます。これまでは発足間もないということで、いろいろと式典みたいなものも含めて立ち上げの準備をしておりましたけれども、11月には先ほど申し上げました恩納村におけるキャンパスの整備のためのマスタープランですね。マスタープランというのは何かというと、恩納村から拠出を受けた敷地は非常に広うございますけれども、そのどの部分を使ってどういう施設を立ち上げていくかといったイメージを11月に決めたいと思っております。これが決まりますと、その後、実施設計等をいたしまして造成工事等をやっていくということでございます。

それから、4ということ今年度の予算額ということが付いておりますけれども、これは運営費交付金といたしましては、主として研究事業、専攻研究のための費用ということで付いております。それから、施設整備につきましては、実はこの恩納村のキャンパスの一部に厚労省が保養施設として持っておりました旧白雲荘というものがございまして、これについては当面の措置として改築をいたしまして、こちらの方に実はこの法人の事務局も4月から移すということでございますので、そのための工事費ということで6.1億円、これは今年の予算として計上したということでございます。

次のページは簡単な地図が載せてありますので、こちらの方は省略させていただきます。

続きまして、資料の16-1ということでございます。これは、実は役員報酬につきましては前回の評価委員会で御審議をいただきまして、額等につきましては御説明をしたというふうに承知しております。それを報酬規程の上で確認していただくということだと承知しております。

それで、早速でございますけれども、役員報酬規程ということで載っておりますが、まず第3条のところに理事長、それから理事の年俸というものが載っておるということでございます。理事長につきましては1,760万円、それから理事については月額89万円となっております。これにつきましては財務省と相談いたしまして、財務省が予算などの積算根拠に使っている最も標準的、平均的な独立行政法人の理事長、理事の報酬だということで、これを使っているわけでございます。

次のページは第8条ということで、8条2項に期末特別手当のことが載っています。これもほかの独立行政法人と基本的に並びでございまして、2行目以下に本俸及び本俸月額に100分の25を乗じて得た額及び本俸の月額に100の20を乗じて得た額を合計した額に一般職給与法第19条の8第2項に定める支給割合、これは3.3か月ということですが、これを基本といたしましてその者の在職期間を勘案して理事長が定める割合を乗じた額となっているわけでございます。

次のページは監事でございますけれども、監事は非常勤ということで考えておりまして、

これにつきましては日額3万5,215円ということに先ほど述べたとおり、財務省で使っております最も平均的な独法の非常勤役員の手当ということでございます。

次のページには、退職手当のことが載っております。これは第3条でございまして、こちらも標準的なものというふうに理解しております。これは在職期間1か月につき、次の行になりますけれども、その者の本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に内閣府独立行政法人委員会が0.0から2.0の範囲内で業績において決定する業績勘案等を乗じて得た額ということになっております。

最後に資料17ということでございます。こちらは18年度の概算要求についての御説明でございます。これは大きく言って運営費交付金の部分と施設整備費の方と分かれておりました、運営費の方はもちろん交付金でございますが、施設整備につきましては執行の裁量度が相対的に少ないということで、補助金という構成でやらせていただいております。前年度の比較ということで、増減ということで運営費交付金で22億円の増、それから施設整備費の補助金で54億円の増となっております。

ただし、ここで実は17年度につきましては9月からの法人の立ち上げということで7か月予算ということになっております。それで、実はこの法人設立の前にも専攻研究は委託費という形で別途付いておりましたので、こういったものを勘案いたしますと、実質的には運営費交付金で見た場合には7億くらいの増、それから施設整備費の方は50億くらい増ということで、今回の増額は主として施設整備費の増額によるものが大きいというふうになっております。

経費の内訳でございますけれども、研究事業費につきましては37億ということで、内容的には今年度8チームまでに研究事業を拡大することになっておりますけれども、来年度はこの8チームを12チームに拡大するということが主たる内容になっております。

それから設備費でございますけれども、こちらは恩納村の方で本格的にキャンパスの整備を行うということで建築工事費、造成工事費、それから用地買収も場合によっては必要があるということでございますので、これも要求しております。

それから、基幹・環境設備費ということで、そういう内訳になっているということでございます。

簡単ですが、私の方からは以上でございます。

大森委員長 委員会としては報酬基準について承認することになるのですが、このうちどれをやるんですか。非常勤役員手当をやればいいんですか。承認事項としてはどこをやることになるのでしょうか。

豊田政策評価広報課長 資料の16-1です。

大森委員長 資料16-1の第3条の年額はこの前、御指摘がありましたね。では、2、3、それから16-2の監事の日額のもの、それから退職手当の支給の規程のうち比率が出ている部分について、これは平均的なスタンダードなものを定めているということでございますので、これで御承認してよろしいですか。何か注意すべきことはありますか。

豊田政策評価広報課長 私の方では特段ございません。

大森委員長 それでは、これをお認めすることといたします。

それ以外のことで何か先生方からこの事業につきまして御質問等ございますか。おおわらわですね。これからチームを立ち上げて、施設を建設して、どうぞ頑張ってやってください。御苦労様でございました。

(沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

大森委員長 先生方のお手元に、8月23日に開かれました本委員会の議事録がございまして、これは必要な修正を終了してございますので、これをもって公開させていただきますけれども、よろしゅうございますか。では、そうさせていただきます。

では、今後の日程をよろしく願います。

豊田政策評価広報課長 簡単に申し上げます。次回の委員会でございますけれども、年明けの2月から3月にかけて2回程度開催させていただく予定でございます。その関係で、お手元に資料19として皆様の御都合を御記入いただくペーパーを入れ込んでおりますので、できますれば本日帰りがけに事務局の方に御提出いただくとありがたいと思います。

ただ、本日御提出できない方は後日ファックス等で御連絡いただければと思っております。今後の予定は以上でございます。

大森委員長 本日、特段皆さん方から御意見等がなければ、以上をもって終了とさせていただきます。ありがとうございました。